

## 献血推進本部における呼びかけの状況について（8 月時点）

## 1 献血の呼びかけの方策に関する主なスケジュール

- (1) 厚生労働大臣による閣議での呼びかけ（4 月 8 日）
- (2) 厚生労働大臣による街頭での献血の呼びかけ（4 月 9 日）
- (3) 都道府県等献血推進担当課長会議（4 月 11 日）
  - ① 都道府県等への協力要請
  - ② 都道府県の行動計画の策定（7 月 15 日）
- (4) 全国血液センター所長会議（4 月 14 日）

※ 日本赤十字社は 4 月 1 日に献血推進本部を設置。
- (5) 広報活動
  - ① 新聞広告（献血の呼びかけ）（5 月 8 日）
  - ② 広報誌「月刊厚生労働」献血特集（6 月号）

（タレントインタビュー： 小池栄子さん）
  - ③ 政府公報
    - テレビ・ラジオ
      - ラジオ「愛してジャパン」（東京 FM）（6 月 4 日）

（タレント 中山秀征さん）
      - テレビ「ご存じですか」（日本テレビ系列）（6 月 10 日）
      - テレビ「きく・みる」（フジテレビ・関西テレビ）（6 月 17 日／23 日）
      - テレビ「政策対談 明日への架け橋」（6 月 18 日）
      - ラジオ「グッドモーニングジャパン」（TBS ラジオ）（6 月 19 日）
    - その他
      - モバイル携帯（6 月 6～12 日、8 月 15～21 日）
      - 電光板ニュース（6 月 6 日～12 日、8 月 16～21 日）
      - 政府公報オンライン（7 月掲載）
      - オンライン広報通信（7、8 月掲載）
      - にっぽん NOW（7 月 18 日掲載）
      - キャビネット（5 月 1 日号、7 月 15 日号）
  - ④ 報道各社の献血に関する報道（6 月末現在）

（テレビ 3 件、ラジオ 1 件）
- (6) その他関係部局、関係省庁、団体等と調整中の事項  
著名人等による街頭での献血の呼び掛け  

（10 月下旬～11 月上旬で調整）

## 2 若年者・集団献血

- (1) 厚生労働省内の献血推進（4月18日、19日）
- (2) 厚生労働大臣からの全国学生献血推進実行委員会への呼びかけ  
(6月5日)
- (3) 経済関係団体への企業献血の協力要請
  - ① 4月19日 日本経団連理事会での経営者へのお願い
  - ② 東京都経営者協会のメールマガジンでの呼びかけ掲載
- (4) その他関係部局、関係省庁、団体への依頼実施
  - ① 学校等への献血推進について文部科学省への協力要請(7月8日)
  - ② 中央官庁における献血推進協力依頼（4月20日）

## 3 実施体制

- (1) 問診医等献血スタッフの確保の要請（医政局から(独)国立病院機構等に依頼）
- (2) 献血会場の確保（関係局、関係省庁と調整中）

## 4 適正使用の推進

- (1) 学会・医療職能団体等への適正使用の協力要請（適正使用に係る各種指針等の周知徹底、学会等における普及活動）
  - ① 日本医師会等職能団体（4月21日）、日本医学会等関係各学会（4月21日）への適正使用に係る協力要請の通知
  - ② 関係学会総会の場合での適正使用に関するパネルディスカッションの開催（適宜実施）
  - ③ 文部科学省に対して医科大学、医学部での適正使用に係る教育の充実についての協力要請（4月13日）
- (2) 医療監視等を通じた適正使用に係る協力要請  
社会保険事務局等に対してレセプト審査等における適正使用の徹底要請（4月22日）
- (3) 地域における適正使用の推進策の提示と活用の推進に係る通知  
(6月6日)
- (4) 血液製剤の使用指針等の改定（9月予定）

## 5 供給状況の把握

在庫の危険水準設定と危険情報の提供方法、不足地域に対する融通等の対応方針について、厚生労働省、日本赤十字社の危機管理対応を作成・運用

## 献血構造改革の重点事項について（案）

### 1 献血構造改革の方向性

- (1) 血液の消費に占める高齢者の割合が今後増大することから、供給において若年者層が安定的に需要を持続的に支えていく持続可能な血液の需給体制を構築していくこと。
- (2) 需給の安定及び安全性の向上の観点から、複数回の献血者を確保していく需給体制を構築していくこと。

### 2 構造改革の目標

献血について、単に広く呼びかけるだけではなく、目標を定めて組織的な献血促進体制に切り替えていく（5年程度の達成目標）。

- (1) 若年層の献血者数の増加
  - ・ 10代、20代を献血者全体の40%まで上昇させる。（現状35%）
- (2) 安定的な集団献血の確保
  - ・ 集団献血等に協力する企業数を倍増する。（現状23,890社）
- (3) 複数回献血者の増加
  - ・ 複数回献血者を献血者全体の35%まで上昇させる。（現状27%）

### 3 若年層の献血者対策

従来からのライオンズクラブ等の献血ボランティアのご協力に加え、組織的に若年者の献血体験の促進及び献血インセンティブの向上を目指す。

- (1) 全国の若年者献血ボランティア組織、青少年のボランティア組織等との組織的な連携の構築し、献血の推進及び将来の献血者に対する普及啓発を積極的に行う。

（ 参 考 ）

- 全国学生献血推進実行委員会（全国的には82団体）
- 青少年赤十字

加盟学校数：小学校5,219、中学校2,555 高等学校1,651 合計10,232校(235万人)

- (2) 若年者に受け入れられる献血キャラクターの開発及び媒体を活用した普及を図る。
- (3) 若年者の献血体験の推進

#### 4 企業献血及び企業との連携

企業献血の推進を図る。

- (1) 献血協賛企業の検討
- (2) 企業の集団献血の推進

#### 5 複数回献血対策

複数回献血者の組織化及びサービス向上を図る。

- (1) 登録献血者の血液不足時の組織的呼びかけ体制の構築
- (2) 複数回献血者用手帳の作成等
- (3) 複数回献血者向け健康管理に係る付加価値情報の提供
- (4) 献血後健康被害に対する補償の周知・広報

#### 6 キャンペーン等

- ・ 血液の不足する秋口、年末から新年、新旧年度の変わり目等に定期的な献血推進キャンペーンを実施。

日本赤十字社血液事業本部 御中

薬事・食品衛生審議会血液事業部会事務局  
厚生労働省医薬食品局血液対策課

### 血液製剤に関する報告事項について

血液事業の推進に御努力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、平成17年7月21日付け血安第204号にて貴社から報告をいただいたところですが、平成17年10月20日（木）に平成17年度第1回血液事業部会安全技術調査会が開催されますので、下記の事項について資料を作成いただき、平成17年10月17日（月）までに当事務局あて提出いただきますようお願いいたします。記の7については、平成17年7月26日開催平成17年度第3回血液事業部会運営委員会提出資料を更新の上、再度提出ください。

なお、資料の作成に当たっては、供血者、患者及び医療機関の名称並びにこれらの所在地若しくはこれらの事項が特定できる情報を記載しないよう、個人情報及び法人情報の保護に特段の御配慮をお願いします。

#### 記

1. 平成15年9月5日付けで報告された輸血用血液製剤でH I Vの感染が疑われる事例について、残る3人の供血者のその後の検査結果。来訪がなければ、その旨。
2. 平成16年3月22日付けで報告された輸血用血液製剤でH B V（B型肝炎ウイルス）感染が疑われる事例について、残る7人の供血者のその後の検査結果。来訪がなければ、その旨。
3. 平成16年11月26日付けで報告された輸血用血液製剤でH B V（B型肝炎ウイルス）感染が疑われる事例について、残る21人の供血者のその後の検査結果。来訪がなければ、その旨。
4. 平成16年12月3日付けで報告された輸血用血液製剤でH E V（E型肝炎ウイルス）感染が疑われた事例について、供血者の喫食歴の調査結果。

5. 平成17年1月12日付けで報告された輸血用血液製剤でHBV（B型肝炎ウイルス）感染が疑われる事例について、残る8人の供血者のその後の検査結果。来訪がなければその旨。
6. 平成17年2月4日付けで報告された輸血用血液製剤でHBV（B型肝炎ウイルス）感染が疑われる事例について、残る4人の供血者のその後の検査結果。来訪がなければその旨。
7. 平成17年7月26日開催薬事・食品衛生審議会血液事業部会提出資料「問診による捕捉調査の実施状況について」について、その後の調査実施状況。

厚生労働省医薬食品局血液対策課長 様

日本赤十字社 血液事業本部長

血液製剤に関する報告事項について（回答）

平成17年10月11日付事務連絡によりご依頼のありました標記の件については、下記により回答いたします。

記

1. 平成15年9月5日付けで報告された輸血用血液製剤でHIVの感染が疑われる事例について、残る3人の供血者のその後の検査結果。来訪がなければ、その旨。  
⇒ 1人の献血者が献血に協力頂き、検査は陰性。（8名中6名が来所、検査はすべて陰性）
2. 平成16年3月22日付けで報告された輸血用血液製剤でHBV（B型肝炎ウイルス）感染が疑われる事例について、残る7人の供血者のその後の検査結果。来訪がなければ、その旨。  
⇒ 1人の献血者が献血に協力頂き、検査は陰性。（37名中31名が来所、検査はすべて陰性）
3. 平成16年11月26日付けで報告された輸血用血液製剤でHBV（B型肝炎ウイルス）感染が疑われる事例について、残る21人の供血者のその後の検査結果。来訪がなければ、その旨。  
⇒ 3人の献血者が再採血に協力頂き、検査は陰性。（48名中30名が来所、検査はすべて陰性）  
平成16年3月の輸血時：23名中15名が来所、検査は全て陰性。  
平成15年5月の輸血時：25名中15名が来所、検査は全て陰性。
4. 平成16年12月3日付けで報告された輸血用血液製剤でHEV（E型肝炎ウイルス）感染が疑われた事例について、供血者の喫食歴の調査結果。  
⇒ 供血者の喫食歴については、継続的に調査を実施しているが、音信不通のため

追跡不能。

5. 平成17年1月12日付けで報告された輸血用血液製剤でHBV（B型肝炎ウイルス）感染が疑われる事例について、残る8人の供血者のその後の検査結果。来訪がなければその旨。

⇒ 4人の献血者が再採血に協力頂き、検査は陰性。（16名中12名が来所、検査はすべて陰性）

6. 平成17年2月4日付けで報告された輸血用血液製剤でHBV（B型肝炎ウイルス）感染が疑われる事例について、残る4人の供血者のその後の検査結果。来訪がなければその旨。

⇒ 残る4人のその後の来訪なし。（9名中5名が来所、HBV-DNAは全て陰性。1名はHBc抗体がEIA法のみ陽性HI法陰性、その他の者はすべて陰性）

7. 平成17年6月23日付けで報告された輸血用血液製剤でHBV（B型肝炎ウイルス）感染が疑われる事例について、残る15人の供血者のその後の検査結果。来訪がなければその旨。

⇒ 7人の献血者が再採血に協力頂き、検査は陰性。

1人の献血者が再献血に協力頂き、検査は陰性。（20名中13名が来所、検査はすべて陰性）

8. 平成17年7月26日開催薬事・食品衛生審議会血液事業部会提出資料「問診による捕捉調査の実施状況について」について、その後の調査実施状況。

⇒ 別紙1のとおり



問診による捕捉調査の実施状況及び  
 試行的 HEV20 プール NAT 実施状況について  
 (輸血後 HEV 感染の予防対策)

はじめに

HEV は主として経口感染と言われていることから、ウイルス血症の献血者を問診の充実により排除することが可能かどうか検討している。

まずは、HEV 陽性率の高い北海道において平成 16 年 11 月 1 日から「過去 3 ヶ月以内に豚、鹿、猪等の生肉を食べましたか。」と確認し、該当献血者の血液検査の実施結果報告及び、試行的 HEV 20 プール NAT 実施状況について報告する。

1. HEV 問診調査状況

北海道赤十字血液センター管内  
 調査期間:平成 16 年 11 月 1 日～平成 17 年 8 月 31 日

	ブタ	シカ	イノシシ	不明	合計
男性	106 (0.07)	306 (0.21)	0 (0.00)	106 (0.07)	518 (0.36)
女性	56 (0.06)	103 (0.11)	2 (0.00)	61 (0.06)	222 (0.23)
合計	162 (0.07)	409 (0.17)	2 (0.00)	167 (0.07)	740 (0.31)

( ): 期間内献血者総数に対する割合 %

男性献血者総数 : 145,156  
 女性献血者総数 : 96,155  
 総献血者数 : 241,311

○HEV-RNA 検査結果

検査した 740 本から HEV-RNA は 1 本検出された。

2. 試行的 HEV 20 プール NAT 実施状況

北海道赤十字血液センター管内  
 調査期間:2005 年 1 月 1 日～2005 年 8 月 31 日

	総数	HEV-RNA 陽性	陽性率
男性	118,724	11	1/10,793
女性	78,878	5	1/15,776
合計	197,602	16	1/12,350

3. HEV-RNA陽性者の内訳

調査期間:2005年1月1日～8月31日

No.	採血日	年齢	性別	ALT (IU/L)	HEV抗体		HEV RNA	現行 問診 該当	肉食の種類	摂食歴調査		改善 問診案 該当
					IgM	IgG				食べ方		
1	2005/01/04	32	M	57	-	-	+	無	不明レバー	生	有	
2	2005/02/07	38	F	11	-	-	+	無	ブタレバー	生	有	
3	2005/02/13	41	M	103	-	-	+	無	回答なし			
4	2005/03/25	65	F	17	-	-	+	無	回答なし			
5	2005/03/27	26	M	38	-	-	+	有	不明レバー(問診時)	生	有	
6	2005/04/10	54	F	20	-	-	+	無	ウシ精肉	半生	有	
7	2005/04/15	59	F	16	-	-	+	無	ブタホルモン、シカ精肉	十分加熱	有	
8	2005/04/15	35	F	16	-	-	+	無	シカ精肉、ウシ精肉 ウシレバー、ヒツジ精肉	半生 十分加熱	有	
9	2005/04/20	25	M	24	+	+	+	無	ウシレバー、ウシ精肉 ウシホルモン、ヒツジ精肉	半生 十分加熱	有	
10	2005/04/28	22	M	44	-	-	+	無	回答なし			
11	2005/06/07	42	M	24	+	+	+	無	ウシ精肉 ウシホルモン、ブタ精肉、ヒツジ精肉	半生 十分加熱	有	
12	2005/06/22	51	M	52	-	-	+	無	回答なし			
13	2005/07/03	58	M	219	+	+	+	無	不明レバー、ブタ精肉	十分加熱	有	
14	2005/07/05	22	M	23	+	-	+	無	回答なし			
15	2005/07/05	38	M	15	-	-	+	無	ブタホルモン、ウシ精肉、ブタ精肉	半生	有	
16	2005/07/13	24	M	19	-	-	+	無	回答なし			

# 安全対策業務の流れ

独法

本省

企業・医療機関等

収集(受理・整理)

副作用・感染症報告等の収集

リアルタイムですべての情報を通知

すべての情報の把握

データベース

科学的評価(調査)

情報の解析・疫学的分析等による客観的な評価

報告のチェック

緊急かつ重要情報の抽出

評価の結果を報告

行政的な検討

安全対策

提供

情報提供システム(インターネット)

医療機関・国民  
製薬企業

情報提供